

# 静岡県立農林環境専門職大学等における競争的資金に係る間接経費の取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という。）に基づき、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下、「本学」という）における競争的資金に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「競争的資金」とは、国・政府系関係機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金のことをいう。

2 「間接経費」とは、競争的資金による研究開発の実施に伴い、本学が管理・運営等に必要な経費として使用する経費をいう。

## (間接経費の執行・管理)

第3条 間接経費については、歳入歳出予算に計上した上で、計画的かつ適正に執行するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。

2 間接経費は、国が定める共通指針に基づき適切に執行しなければならない。

3 間接経費の執行・管理は、事務局長の責任の下で適正に執り行うものとする。

## (間接経費の使途)

第4条 間接経費の使途については、本学の研究開発環境の改善や、競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費として、共通指針の6に定める具体的な項目に充当する。

## (報告)

第5条 本学における競争的資金の間接経費の執行実績は、証拠書類等を適切に保管した上で別途定める間接経費執行実績報告書（別紙様式、ただし競争的資金の配分機関による定めがある場合はその様式に従う）にその実績をとりまとめ、事業管理機関が定める期日までに当該管理機関に報告しなければならない。

## (事務)

第6条 この規程に関する事務は、事務局において行う。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙様式)

番 号  
年 月 日

(事業管理機関の長) あて

静岡県立農林環境専門職大学学長

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書 (令和 年度)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 間接経費の経理に関する報告

収入の部

競争的資金の種類	受入額 (円)	備考 (配分機関名)
〇〇研究費補助金	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇省
〇〇研究委託事業	〇〇, 〇〇〇	(独) 〇〇研究所
合 計	〇〇〇, 〇〇〇	

支出の部

経費の項目	執行額 (円)	内訳 (支出科目)
1 管理部門に係る経費	〇, 〇〇〇円	普通旅費 〇, 〇〇〇円
2 研究部門に係る経費	〇, 〇〇〇円	消耗品費 〇, 〇〇〇円 雑役務費 〇, 〇〇〇円
3 その他の関連する事業部門	〇, 〇〇〇円	
合 計	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円

注) 収入・支出に記載する金額は年度末の実績額とする。

2 間接経費の使用結果に関する報告

- ・ 試験研究機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのかを競争的資金の種類ごとに報告(間接経費の充当の考え方、使途、効果等)。
- ・ 必要に応じ参考資料を添付。